

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
健康医療部 保健医療室	備品出納簿に記載されている下記の備品について、不用決定を行わずに廃棄していた。					検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第 3 条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。
	品 種	品 目	当初受入年月日	数 量	金 額	
		商品名				
	機械器具類	医療器具類	平成28年11月29日	1	15, 012, 000円	
		全自動多項目統合型分析装置システム				
	また、平成24年の大阪府立健康科学センター廃止に伴い不用となった下記の備品について、不用決定を行っておらず、一部が所在不明となっていた。					
	品 種	品 目	当初受入年月日	数 量	金 額	
		商品名				
	家具什器類	その他器具類	平成13年 3 月30日	6	603, 540円	
		集積保管用ダストボックス				
措置の内容						
検出事項の原因は、当時の担当職員が不用決定をせず廃棄したため、生じたものである。また、そのことを早期に把握できなかった理由として、備品の確認が十分でなかったことがあげられる。 監査での指摘を受け、速やかに不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向け、保健医療室職員に対して、備品廃棄時の不用決定を徹底するとともに、物品管理事務チェックシート作成時（年 2 回）に、備品出納簿への記入や削除漏れがないか複数職員で確認するよう周知した。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和 6 年 6 月 5 日から同年 7 月 3 日まで）